

資料2

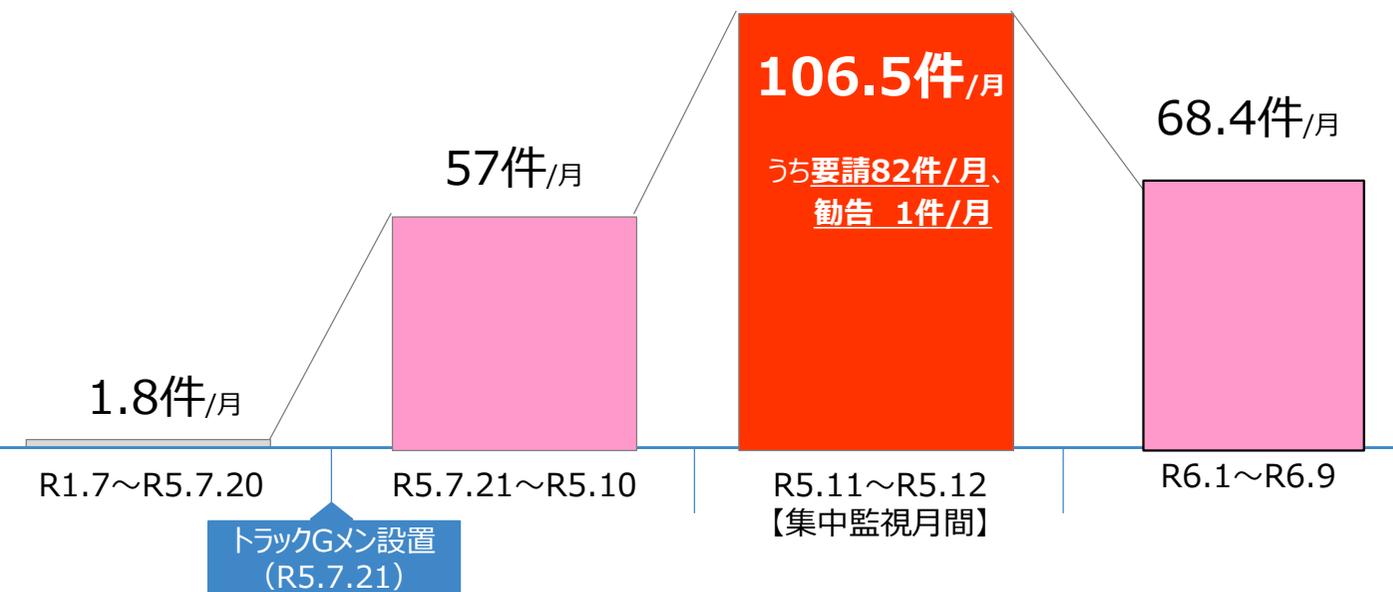
## トラックGメンと京都運輸支局の取組について

# トラックGメンによる荷主等への是正指導の取組結果

- 「**物流革新に向けた政策パッケージ**」(令和5年6月)に基づき、**全国162名体制の「トラックGメン」**を設置(令和5年7月)。関係省庁と連携して、悪質な荷主・元請事業者に対し、貨物自動車運送事業法に基づく「**働きかけ**」や「**要請**」を実施。
- **令和5年11月・12月**を「**集中監視月間**」と位置づけて取組を強化し、**初めての「勧告」(2件)**を実施(令和6年1月26日)したほか、「**働きかけ**」(47件)、「**要請**」(164件)による**是正指導を徹底**。
- 引き続きトラック事業者への**プッシュ型情報収集を実施**するとともに、要請を行った荷主等への**改善状況の確認のパトロール等を実施**。

## トラックGメンの活動実績

＜月当たりの「働きかけ」「要請」「勧告」平均実施件数＞



### 働きかけ等の累計実施件数

- 勧告 : 2件 (荷主1、元請1件)
  - 要請 : 175件 (荷主89、元請81、その他5)
  - 働きかけ : 914件 (荷主611、元請281、その他22)
- ⇒ 計1,091件の法的措置を実施

### 主な違反原因行為

- 長時間の荷待ち (52%)
- 契約にない附帯業務 (17%)
- 運賃・料金の不当な据置き (14%)
- 無理な運送依頼 (8%)
- 過積載運送の指示・容認 (6%)
- 異常気象時の運送依頼 (3%)

今般「**働きかけ**」「**要請**」「**勧告**」の対象となった荷主等については**フォローアップ**を継続し、**改善が図られない場合は更なる法的措置の実施**も含め厳正に対処。

# トラックGメンの活動(令和6年9月末時点)

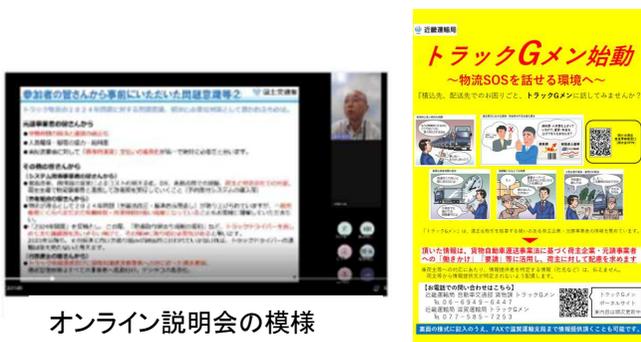
トラック事業者に対する  
電話調査や訪問調査(全国)



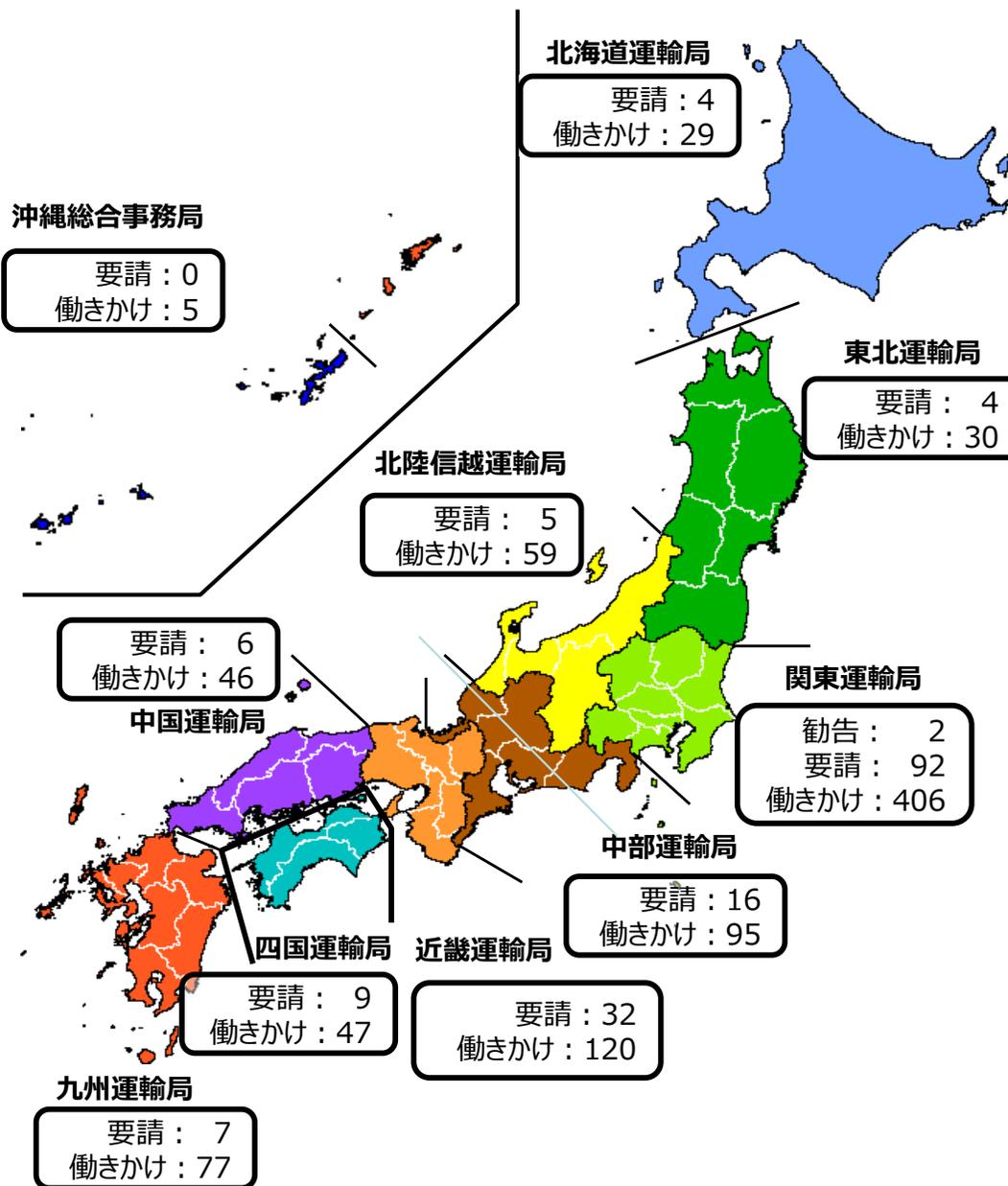
荷主へのパトロール  
(荷待ち状況の現地確認等)(全国)



トラック事業者・荷主に対する説明会、  
トラックGメンのチラシ配布(全国)



## 〈ブロック別働きかけ・要請・勧告実施件数〉



トラックドライバーへのヒアリング(全国)



トラックターミナル



高速SA、PA

オンライン説明会の模様

## ○荷主・元請事業者へのパトロール

- ・長時間の荷待ち等の情報があった物流施設だけでなく、周辺の物流施設も含め現場の状況確認。
- ・可能な限り物流施設に立ち寄り、チラシを配付し、トラックGメン制度等を周知。
- ・現場周辺で待機しているトラックを確認した場合は、状況を記録し情報収集に役立てる。


国土交通省 近畿運輸局 からのお知らせ

# トラックGメン

## がパトロール中です。

トラックGメンが「プッシュ型情報収集」の一環として、荷主事業者の支店、荷捌き場周辺などへのパトロール（現場の状況確認）を行っております。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

**トラックGメンとは？**  
 トラックGメンは、適正運賃の収受や労働環境の改善を実現し、2024年問題の解決を目指すため国土交通省が創設した専門部隊です。「プッシュ型（積極的）情報収集」の他、**違反原因行為の疑いのある荷主・元請事業者に対して、「働きかけ」や「要請」等の是正指導を行います。**

【働きかけの実例】	【要請の実例】
<p><b>ケース① 運賃・料金等の不当な据置き</b>                      (農産品取扱企業・真荷主)                      -改善策-                      燃料サーチャージ、運賃についてはトラックも含む全ての輸送重量に対して積荷料金を支払うこと</p> 	<p><b>ケース① 長時間の荷待ち</b>                      (製造業・発荷主)                      -改善策-                      「入荷時間の指定」「出荷口の増設」「搬送先付近の倉庫を『中継地点』として活用」などを実施</p> 
<p><b>ケース② 依頼(契約)になかった附帯作業</b>                      (食品製造卸会社・真荷主等)                      -改善策-                      作業範囲、運送料金、作業附帯料金をそれぞれ分けて契約を締結</p> 	<p><b>ケース② 過積載運行の要求</b>                      (運送事業者・元請)                      -改善策-                      当該違反原因行為の防止に向けた全社レベルの対策強化に着手</p> 

**【違反原因行為の改善が見られない場合の流れ】**

違反原因行為を荷主がしている疑いがある & 認められる場合 → 荷主が違反原因行為をしていることを疑う相当な理由がある場合 → 要請してもなお改善されない場合

働きかけ

➔

要 請

➔

勧告・公表

※違反原因行為の事実が明らかでない場合、働きかけを行わず、即要請を実施する場合があります。

## 令和6年度のトラックGメンによる情報収集や荷主パトロールを通じて、以下のお声を把握

### ○荷主企業

- ・長時間の荷待ち対策のために、トラック予約受付システムの導入や入出荷時間の変更等をしており、現在は運用面で調整している段階。
- ・効率的な配送のために、共同配送を実施している。
- ・リードタイムを延長して、配車に配慮している。
- ・納品先の着荷主側で荷待ち・仕分けや検品などの附帯作業やパレットの積み替え作業が発生している。
- ・一部のケースかもしれないが、9月頃から急に車両の手配が難しくなることがあり、トラック不足を感じている。

### ○トラック事業者

- ・運賃交渉については、話し合いの場自体は設けてもらえるようになった。  
荷主の側から話し合いを設定する動きが出てきている。
- ・一方で、安い運賃で仕事を受けている会社があるため、安い運賃の依頼が来ることがある。
- ・パレット化していない荷主もあるが、パレット化してもパレットの所在や積載量減等の課題はある。

## ○「労働時間・運行管理等に関する合同説明会」を開催

改善基準告示改正を経て、労働時間・運行管理の疑問点にお答えするために、京都労働局と合同で管内トラック事業者を対象に説明会を開催。  
トラックGメン制度や標準的な運賃の周知も実施。

### 【内容】

- ・トラックGメンについて
- ・標準的な運賃について
- ・運行管理について
- ・トラックドライバーの労働時間の上限規制・改善基準告示の改正について

### 【実施日時】

令和6年9月6日（金）長距離事業者向け	京都府トラック協会	33社39名
令和6年10月11日（金）日帰り事業者向け	京都府トラック協会	23社35名
令和6年11月1日（金）	舞鶴21	18社20名



令和6年9月6日（金）の様子

## ○トラックドライバーへの周知活動を開催予定

過積載防止の啓発活動において、トラックGメン制度の周知のために、トラックドライバーへトラックGメンのチラシを配布予定。

【実施日時】令和6年12月24日

名神高速道路 桂川PA（下り線）

## ○荷主向けのオンライン説明会を開催予定

トラック事業者が改善基準告示の内容を遵守できるよう、理解・協力をいただくために、京都労働局と合同で説明会を実施予定。

【実施日時】令和6年12月17日